

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 8月 1日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	宇治市産業戦略策定支援業務委託		
業務場所	産業振興課が指定する場所		
委託期間	令和7年9月10日 ～ 令和8年3月31日 203日間		
業務概要及び条件	産業戦略策定にかかる支援業務		
予 定 価 格	¥3,000,000 (税込)	最低基準価格	¥2,100,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと ①参加資格者名簿登録 ②産業振興に係る計画策定支援業務実績(元請、過去5年以内、人口15万人以上の地方公共団体発注)			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年8月7日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年9月3日(水) 場 所 宇治市役所 本館8階 大会議室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和7年8月 1日（金）午前9時から
令和7年8月21日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

宇治市産業戦略策定支援業務委託 仕様書

1 業務の目的

宇治市では、第5次総合計画第3期中期計画に基づく戦略的な産業振興を図るため、平成31年3月に、本市の商業・工業・観光業・農業を含む産業全般に関する今後の方向性を示す「宇治市産業戦略」を策定した。本戦略は、概ね10年先を見据えつつ、平成31年度から令和3年度までの3年間における施策方針を定めたものである。

その後、令和4年3月には、第6次総合計画第1期中期計画における重点施策「活力あふれる産業振興の未来への投資」に基づき、令和4年度から令和7年度までの施策方針を示す「宇治市産業戦略 改訂版」を策定したところである。

この改訂版の計画期間が令和7年度で終了する。よって令和8年度から令和11年度にかけての新たな施策方針を策定するにあたり、豊富な経験と高度な情報収集・分析能力を有する事業者から、専門的な支援を受けることを目的とする。

2 委託期間

契約日から令和8年3月31日

3 業務範囲と内容

① 宇治市産業の現状と課題について最新の統計データ等を用いた整理分析

- ・「宇治市産業戦略 改訂版 第2章」について以下の部分の文章・図表を修正すること

第2章 宇治市産業の現状と課題

P.4～9

1. 宇治市を取り巻く社会情勢や経済情勢

- (1) 国内の動向
- (2) 海外の動向
- (3) 国や京都府における施策の動向 ①国の動向

P.9～20

2. 宇治市産業の特徴

- (3) 都市の特性（本市の労働力人口の推移を追加）
- (4) 事業所数、従業者数の推移
- (5) 開業率、廃業率の推移
- (7) 就業動向・雇用情勢

- ・宇治市における労働力人口の推移（男女別・総数）について追記すること
- ・数値については出典元を明記すること

② 施策の効果や目標に対する助言

- ・宇治市が提示する新規事業案および拡充事業案（最大5事業）において、効果

や目標設定の妥当性等を中心に、他市の先進事例等を参考にしつつ助言を行うこと

- ・他市の先進事例等については、公開情報の範囲で調査・整理を行うことで差し支えないものとし、詳細な分析や包括的な調査は求めないものとする

③ 成果物の作成と納品

- ・上記①は、宇治市が提供する「宇治市産業戦略 改訂版 第2章」の Word ファイルを用いて修正したものを、Word および PDF 形式のファイルで納品すること。また、図表作成に用いた統計データおよび数値を Excel および PDF 形式のファイルで納品すること
- ・上記②については、必要に応じて根拠となる資料を添えて提示すること。なお、納品にあたっては、編集可能な Word または Excel ファイルと、PDF 形式のファイルで納品すること。
- ・納品方法は電子メールを予定しているが、期限詳細と共に、協議において決定する

4 業務のスケジュール予定

① 宇治市産業の現状と課題について最新の統計データ等を用いた整理分析

9月中旬	「宇治市産業戦略 改訂版 第2章」の Word ファイルの提供
11月上旬	成果物の納品
3月末日	委託期間終了

② 施策の効果や目標に対する助言

最大5事業を下記のスケジュールに示すとおり、3区分に分けて段階的に実施するものとする。事業数は依頼状況により前後する可能性がある。

	2事業分	2事業分	1事業分
9月下旬	市から新規事業案および拡充事業案を提示（背景・展望・事業概要・効果・目標設定等）		
10月上旬～中旬	業務実施に関する打ち合わせ	市から新規事業案および拡充事業案を提示（背景・展望・事業概要・効果・目標設定等） 業務実施に関する打ち合わせ	

11月中旬	助言と成果物の納品	助言と成果物の納品	
12月 ～1月			市から新規事業案および拡充事業案を提示（背景・展望・事業概要・効果・目標設定等） 業務実施に関する打ち合わせ
1月中旬			助言と成果物の納品
3月末日	委託期間終了		

5 支払い

本業務完了後、検査に合格した時は、請求に基づき支払うものとする。なお、前払い及び部分払いは行わない。

6 その他

- ① 委託業務の実施に当たっては、宇治市と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- ② 委託期間中は、納品物に対する宇治市からの修正依頼や問い合わせ等には誠実に対応すること。
- ③ 受託者は業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること（受託者による入手が通常困難であるものについては、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については委託者の指示従うこと。）。
- ④ 業務に係る全ての成果品の所有権、著作権（法第27条・28条業務に規定する権利を含む）は宇治市に帰属するものとする。また、成果品は、宇治市が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。
- ⑤ 委託業務の履行に際し、他者が著作権を有するものを使用し、問題が生じるときは、委託者に不利益ないよう受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- ⑥ 受託者は、本業務の遂行において知り得た情報等を第三者に洩らしてはならない。
- ⑦ 本業務仕様書に定めのない事項については、受託者は宇治市と協議し、その指示に従うこと。